

特定非営利活動法人姫路自立生活支援センター定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人の名称は、特定非営利活動法人姫路自立生活支援センターといい、略称をCILひめじという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者及び高齢者に対して、自らが望む自立生活を営めるように、必要な支援事業を行い、社会全体の福祉を増進させ、共に生きる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)人権の擁護または平和の推進を図る活動
- (5)文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (6)子どもの健全育成を図る活動
- (7)前各号の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)法に基づく障害福祉サービス事業
- (2)法に基づく地域生活支援事業
- (3)障害者の自立支援に関する事業

- (4)福祉に関する権利擁護活動及び情報の提供事業
- (5)法に基づく相談支援事業
- (6)介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (7)介護保険法に基づく第1号事業
- (8)介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (9)介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (10)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して、運営に参加するために入会した個人および団体。
- (2)利用会員 この法人の目的に賛同して、事業に参加するために入会した個人および団体。
- (3)賛助会員 この法人の事業に賛同し、賛助会費の納入によって資金援助するために入会した個人および団体。

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 この法人の会員になろうとするものは、理事長が別に定める手続きによって入会申し込みを理事長にしなければならない。
- 3 理事長は、前項により入会の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、その旨を本人に通知するものとする。また、正当な理由によって入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、毎年一回、総会の議決を経て定められた会費を納めなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。

- (2)本人が死亡し、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この法人の定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員、顧問および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 5名以上15名以内
- (2)監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長、2人を副理事長、1人を事務局長とする。

(選任)

第14条 理事は、理事会において正会員の中から選任し、総会に報告する。

- 2 理事長、副理事長、事務局長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は総会で選任する。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、理事長、副理事長を補佐し、この法人の日常業務を行う。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事項があることを発見した場合には、これを総会または兵庫県知事に報告すること。
 - (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当すると至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問3人以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者、またはこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問はこの法人の運営に関して理事長の諮問に答え、または理事長に対して意見を述べる。

4 第16条第1項の規定は、顧問について準用する。

(職員)

第21条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人が運営する作業所の長(以下「所長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 所長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種別)

第22条 この法人の総会は、定期総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)事業報告および活動決算

(2)事業の基本方針

(3)監事の選任並びに役員解任、職務および報酬

(4)年会費の額

(5)定款の変更

(6)合併および解散

(7)その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 定期総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときには、その日から1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 前項により1ヶ月を超え招集がないときは、請求した者の代表または監事が会議を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、電子媒体を利用した方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第29条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会においては、第26条第4項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決する。ただし、議事が緊急を要し、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、電子媒体を利用した方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により表決権を行使する正会員は、第28条、第29条、第31条および第49条の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名が記名、押印し、これを保存しなければならない。

(1)日時および場所

(2)正会員総数および出席者数(書面、電子媒体を利用した方法による表決者および表決委任者の数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要および議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

第6章 理 事 会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1)事務局の組織および運営

(2)総会に付議すべき事項

(3)総会の議決した事項の執行に関する事項

(4)借入金(当該事業年度内に償還する借入金を除く。)その他新たな義務の負担および権利の放棄

(5)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議すべき事項を記載した書面、電子媒体を利用した方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事総数の過半数の同意を得て、この期間を短縮できる。
- 3 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 前項により14日を超えて招集がないときは、請求した者の代表または監事が会議を招集することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は理事長または出席した理事のうち理事長が指名した者がこれにあたる。ただし、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、副理事長がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ議決することができない。

(議決)

第38条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会においては、第35条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決する。ただし、議事が緊急を要し、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合はこの限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面、電子媒体を利用した方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決権を行使する理事は、第37条、第38条および第40条の適用については理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長および出席理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名が記名、押印し、これを保存しなければならない。

- (1)日時および場所
- (2)理事の総数および出席者数ならびに出席者氏名(書面、電子媒体を利用した方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要および議決の結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)会費
- (3)寄付金品
- (4)財産から生じる収入
- (5)事業に伴う収入
- (6)その他の収入

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、毎会計年度開始前に、理事長が

作成し、理事会の議決を得なければならない。

- 2 前項により定めた事業計画および予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。
- 3 前2項により議決された事業計画および予算は、議決後直近の定期総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、理事長が理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定等)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。ただし、その使用については、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査および理事会の議決を経てから、当該事業年度終了後の定期総会の議決を得なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に係る変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議

- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3)正会員の欠亡
 - (4)合併
 - (5)破産
 - (6)兵庫県知事による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、兵庫県知事の認定を受けなければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。
(残余財産の帰属)
- 第51条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残余財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、理事総数の3分の2以上の議決を経て、選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(細則)

第54条 この定款の施行についての必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費の額は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
ただし、設立総会の時の正会員については設立年度の会費を徴収しない。

- | | |
|---------|-----------|
| (1)正会員 | 5,000円 |
| (2)利用会員 | 3,000円 |
| (3)賛助会員 | 1口 1,000円 |

3 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	妻 鹿 惠
副理事長	大 賀 重太郎
副理事長	河 原 正 明
事務局長	天 野 弘 子
理 事	有 本 比佐男
理 事	伊 藤 むつみ
理 事	岡 田 隆
理 事	片 岡 博 幸
理 事	勝 間 芳 郎
理 事	川 田 実 保
理 事	岸 岡 孝 昭
理 事	草 津 良
理 事	多 田 佳 子
監 事	岸 本 秀 久
監 事	平 田 元 秀

4 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2004年5月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

6 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2003年3月31日までとする。